

令和7年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京 橋 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ

日 本 橋 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ページ

月 島 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 11 ページ

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
銀座西一丁目町会 会長 塚本 和隆	(1) 放置自転車禁止区域の指定とシェアサイクルの在り方について 【回答】 自転車放置禁止区域の指定については、条例により、放置自転車をまかなう台数分の駐輪場が整備された地域において、区域を指定しており、現在、銀座地区は、放置自転車に対し、自転車を収容する駐輪場が不足している状況です。 広幅員の歩道上での駐輪場整備についても、引き続き、関係機関と協議を行うとともに、今後も大規模開発等の機会を捉え事業者駐輪場整備を要請してまいります。 また、着実な整備の促進を図るため、民間建物内の駐輪場整備に関するガイドラインの策定に向けて、調査を行っています。 一方、放置禁止区域以外の放置自転車については、注意・警告札を貼付し、5日以上経過後、両方の札が残っている放置自転車を撤去しております。 しかしながら、区民の方々から、悪質な放置自転車に対して、短期間の撤去を求める声もいただいています。こうしたことから、自転車が日常的な移動手段として利用されている状況を考慮しながらも、より取締りの強化を図るため、例えば、銀座地区をモデルとして、注意・警告期間の短縮の試験的な導入など、地域特性に応じた対応を検討しております。 なお、警告後の期日が到来した放置自転車については、注意から警告撤去の業務を職員と委託業者双方で行っていることから、情報共有や連携を図るとともに、迅速かつ的確に対応してまいります。 また、シェアリングサービス事業者に対しては、交通ルールテストを始めとする既存の交通安全対策に加え、新たに危険行動検知システムを運用するなど、放置自転車対策を含めた、さらなる交通安全対策の対応を依頼しています。 今後も、国、都、警察等の関係機関との連携や、区民、事業者を含めたすべての関係者の理解・協	環 境 土 木 部

銀座二丁目町会 会長 伊藤 明	力をいただきながら、歩行者、自転車、自動車が安全かつ安心・快適に通行できるまちとなるよう、自転車施策に取り組んでまいります。 【回答】 自転車については銀座地区のほか、特に銀座中央通りと晴海通りを自転車指導啓発重点路線に指定して、各種広報キャンペーンや指導取締りを推進しています。 他の町会からご質問がありました特定小型原動機付自転車についても同様に銀座地区を重点に歩道通行などの取締りを推進しています。 また、警視庁ホームページや警視庁の防犯アプリも活用して、歩行者天国内での自転車等の通行禁止、終日の歩道通行禁止等の交通情報の発信も行っています。 引き続き、自転車等の交通ルールを遵守させるための各種取組を推進するとともに、環境安全運動等を通じて、中央区や道路管理者等と連携して、安全・安心な交通環境が実現できるように取り組んでまいります。 (2) 歩道上の置き看板等の設置物について 【回答】 本区では、これまでも地域団体や交通管理者と合同によるパトロールを実施し、看板や物品等の違法物件に対して、法や都条例に基づき、自主移動又は除去するよう指導を行うとともに、区で除去などを行っております。 しかしながら、新たな看板等が繰り返し設置されるなど解決にいたらない状況にあります。 今後も引き続き、粘り強くパトロールや啓発活動を継続し、安全な歩行者交通や良好な景観形成に努めてまいります。 医療的ケア児者向け「放課後等デイサービス」の拡充について 【回答】 現在、区内で重症心身障害児（医療的ケアを含む）向け放課後等デイサービスを実施する事業所は区内1か所であり、当該事業所については都の	築 地 警 察 署 環 境 土 木 部 福 祉 保 健 部
----------------------------	--	--

銀座四丁目共和会 会長 津田 彰彦	指定基準に基づき必要となる面積に鑑みて、定員の拡充は難しい状況です。新規の事業所についても現在のところ開設予定はありませんが、新規参入に向けて区として実績のある事業者へのヒアリングを行っております。こうしたヒアリングなどを通して、効果的な区内参入策について検討していく考えです。 また、子ども発達支援センターでの医療的ケア児の受入れについても人材面、設備面などを含め、今後の実施に向け事業者と協議を行ってまいります。 (1) 外国人来街者の急増に伴う災害対策強化について 【回答】 銀座や築地、日本橋など首都東京を代表する繁華街を有する本区では、非常に多くの訪日外国人観光客が来訪されています。 一方で、災害はいつ起きてもおかしくなく、発災の時間帯によっては、日本人の来訪者を含めた多数の外国人観光客が被災することが想定されるため、それらの来訪者が災害発生時に円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を講じていくことは、極めて重要なことです。 区では、これまで外国人観光客を含む帰宅困難者対策として、一時滞在施設及び一時待機場所の確保をはじめ、区ホームページや防災マップアプリを活用した多言語による迅速な災害情報の発信体制の構築等に努めております。 さらに、今年度の新たな取組として、外国人観光客が多数訪れる繁華街である「銀座地区」及び「築地場外地区」を対象に「帰宅困難者対策地域検討会」を設置し、「地域が今後どのような対策を講じていくことが望ましいのか」、「その対策を講じていくためには何が必要なのか」といった事項の検討を深められるよう、防災拠点運営委員会を含め、地域団体との協議に着手したところであります。 区といたしましては、発災時に事業所、店舗、宿泊施設、鉄道事業者等を含めた地域ぐるみでの共助の取組が図られるよう、これまで以上に地域	防災危機管理室
------------------------------	--	----------------

	との連携を強化し、災害時における来街者の安全確保に資する取組を推進してまいります。 (2) 外国人来街者のマナー（ポイ捨て）について 【回答】 本区では、「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」及び「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、公共の場所での喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止などの中央区たばこルール of 遵守を徹底することを目的に、区内全域を対象に巡回パトロールを実施し、路上喫煙者への指導により受動喫煙の防止及びポイ捨ての改善を図っております。 また、ポイ捨てされた吸い殻がある場所では、新たな喫煙者を誘引し受動喫煙が生じる可能性があることから、巡回中に吸い殻の回収を行っております。 現在、銀座地区を中心に外国人来街者が増加していることを踏まえ、日本語に加え、英語、中国語、韓国語を併記した立看板や路面シートなどの啓発物を設置するなど、中央区たばこルールの周知徹底を図っているところです。 今後も、築地警察署等の関係機関との連携による合同啓発活動を定期的実施するほか、銀座通連合会や町会をはじめ地域の皆様のご意見を伺いながら巡回パトロールをより効果的に実施するなど、協力して望まない受動喫煙やポイ捨ての防止に向けた取組を推進してまいります。 【回答】 本区では、「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、ポイ捨て禁止のルールを定め、快適な歩行空間や清潔な地域環境の確保を推進してきたところです。また、ポイ捨て等の通報を受けた場合には、現地調査やパトロールを実施し、道路や公園等、区で管理する場所に捨てられたごみについては、都度、対応を行っております。 令和7年度は、インバウンド需要の増加に伴う地域におけるまちの美化対策を支援するため、商	中央区保健所 環境土木部
--	---	----------------------------

銀座七丁目町会 会長 澁谷 昌也	店街等が行う取組に対する補助制度を創設しました。令和９年度までの３年間にわたり、ごみの発生抑制やポイ捨て防止対策、清掃活動などの取組を支援していきます。 本区を訪れる外国人来街者もますます増えることが予想されることから、今後も地域の皆さまや関係部署と連携した取組に努めてまいります。 喫煙所の開設について 【回答】 令和２年度に改正された健康増進法により屋内での喫煙が原則禁止となったことに伴い、屋外での受動喫煙防止に向けた喫煙対策の強化を目的に「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」を制定し、これまでの間、分煙環境の確保を推進してまいりました。 銀座地区におきましても、昨年度は新たに３丁目に指定喫煙場所を開設するなど順次整備を進めているところです。 銀座地区には、近隣の６丁目の２か所を含め８か所の指定喫煙場所を設置しておりますが、未整備である７丁目・８丁目において路上喫煙が生じていることから、民間事業者と連携して候補地の選定作業を進めております。 現在のところ適地は見つかっておりませんが、新設に向けて候補地の選定を継続するとともに、巡回パトロールを増強し、近隣の指定喫煙場所に誘導するなど受動喫煙の防止を図ってまいります。	中央区保健所
銀座四丁目東町会 会長 松戸 純一	築地川祝橋公園のネズミの駆除について 【回答】 区では、公園内でねずみを確認した場合、園内植込地等に巣穴があるか調査し、発見した場合は、薬剤の投入や穴の埋戻しによる駆除に努めています。 ご指摘いただきました、築地川祝橋公園内の指定喫煙場所付近をはじめとした植込地全体を点検し、発見した巣穴に対しては薬剤の投入などを行いました。また、ねずみの餌場となっている可能性があるゴミ箱には、弁当ゴミ等の持ち帰りをお	環 境 土 木 部

銀座八丁目東町会 会長 竹本 幸男	願いする内容の掲示を行いました。 今後も、継続して状況確認を行うとともに、地域の方々にとって安全・安心・快適な公園づくりに努めてまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。 インフラの老朽化と未利用地の活用について 【回答】 掘割部の未利用地の活用ですが、今後、首都高速道路株式会社による新京橋連結路の整備に伴い、三吉橋の架け替えや新富町出口の入口化の工事が行われる際に、当該地を使用することが想定されていることから、区としましては、新京橋連結路の整備の進捗状況等の動向を見ながら、有効活用に向けた検討を関係機関とともに考えてまいります。 擁壁の老朽化対策ですが、上記の首都高による工事期間中、その後の対応も含め、関係者間で協議してまいります。	環 境 土 木 部
築地浜離宮地区自治会 会長 高橋 裕一	旧築地市場跡地の歴史的文化財遺産の保護・活用について 【回答】 築地地区まちづくり事業では、水と緑に囲まれた都心の大規模な土地、歴史・文化資源などのポテンシャルを生かしながら、都心と臨海部を効果的に結びつけ、民間の力を最大限に活用して、東京や日本の持続的な成長につながるまちづくりを進めていくという考え方のもと、事業が進められることとなっております。 また、区といたしましては、令和6年4月に事業予定者宛てに要望書を提出しており、歴史的な経緯や特色ある地域資源を有する築地において、周辺地域と調和・連携することが重要と捉え、地元配慮しながら丁寧に事業を進めていくことを要望しているところです。 令和7年3月31日には、東京都が事業者及び事業者構成員との間で、本事業における当事者の役割や基本的合意事項等を定める基本協定を締結しました。今後も区と地元の要望事項に沿った整備としていただくよう、引き続き事業者に働きか	都市活性プロジェクト推進室

	け、築地の歴史やにぎわいについて配慮をしていただくよう取り組んでまいります。	
--	--	--

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
人形町三丁目西町会 会長 小幡 純	(1) 資料の配布と締め切りについて 【回答】 区から町会・自治会あてに依頼する様々な事業や調査は、東京都などの他の行政機関からのものについては予め締切日が設定されているため、区における調整は難しいものでございますが、区事業については、今回のご意見を踏まえ、できる限り、町会・自治会での取りまとめ等に十分な時間が取れるよう庁内でも課題として共有させていただきます。引き続き、各種調査や区事業に対しご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。 (2) 東京都への決済手段と補助金申請について 【回答】 地域の底力発展事業助成などの都事業においては、申請や実績報告の手続きが煩雑であり、町会の負担が大きいと伺っております。 今後、東京都町会連合会などを通じて、手続きの簡素化といった事務効率の向上など、町会の負担が軽減されるよう要望して参ります。 なお、本区の区内共通買物・食事券（ハッピー買物券）のような、いわゆる地域振興券については、区補助分であるプレミア分が含まれているほか、換金行為につながることから、本区地域手づくりイベント推進助成等においても、使用をお控えいただいております。同様に都事業においても難しいものと認識しているため、この点についてはご理解賜りますようお願い申し上げます。	区 民 部
人形町二丁目三之部町会 会長 浅井 昭	賃貸マンションへの町会加入対応について 【回答】 一定規模を要する市街地再開発においては、本区指導要綱に基づき、入居者に対する町会・自治会への加入を案内する説明会の開催を事業者へお願いしておりますが、任意団体である町会・自治会への加入を建築許可の要件とすることは困難でございます。 しかしながら、賃貸物件入居者の町会・自治会への加入率が低いという課題は、お声として区に	区 民 部

茅場町二・三丁目町会 会長 柴 俊明	も寄せられておりますので、引き続き転入手続きの際に加入を呼びかけるチラシをお渡しするなど、加入率の向上に取り組んでまいります。 (1) ネズミ駆除事業について 【回答】 ねずみの防除は、公共の場所においてはそれぞれの土地や施設を管理する都や区が行っていますが、私有地について行政が行うことは難しい面があります。 ねずみの防除を効果的に推進していくためには、広く面的に取り組むことが重要であるため、行政による公共の場所の防除と並行して、地域の皆様には、区が補助金を通じて支援する「地域ねずみ防除促進事業」の活用により防除に取り組んでいただくことで、引き続き、地域と区が一体となって進めていきたいと考えています。 今後も、区が派遣する専門業者のコンサルティング支援により、経費や実施内容について皆様から寄せられるご意見や地域の実情に合わせてきめ細かく対応するとともに、各地域の取組から得られる知見やノウハウの活用を進めるなど、地域の負担軽減と効果的な防除の両立を図ってまいります。 (2) 防犯カメラ設置に関する町会への負担について 【回答】 地域における犯罪抑止を図っていくためには、区民の皆さまが自ら防犯に対する意識を高めることや防犯対策に取り組んでいただくことに加え、“地域の安全は地域で守る”という防犯上の“共助”の取組が大変重要であります。また、防犯カメラの設置は犯罪の抑止力や犯人検挙にも効果をもつ有効な取組の一つです。 こうした考えのもと、区では、町会・自治会、商店会が設置する防犯カメラ等の設置費用助成を通じて地域の防犯対策の支援を行っているところです。 一方で、いただいたご意見と同様の、電柱等の移設に伴う防犯カメラの再設置に要する費用が新	中央区保健所 防災危機管理室
-------------------------------	--	------------------------------

	たに発生するといった相談も区に寄せられており、今年度から新たに助成対象の範囲を拡充し、そうしたカメラの移設に係る経費を助成する見直しを行ったところです。 区としましては、この防犯カメラの設置等に対して、今後町会等の負担が軽減されるよう、補助事業の拡充を検討していく考えです。	
--	---	--

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
福寿マンション自治会 会長 大須賀 芳人	区民カレッジ及び敬老館での教養講座の拡充について 【回答】 区民カレッジの実施にあたっては、より多くの方々にとって生涯学習を始めるきっかけづくりとなり、興味・関心の拡大に繋げていただけるよう努めております。そのため、講座内容については、歴史・文化・芸術の他にも、料理、健康、ワークショップ、現代社会や国際情勢をテーマとしたもの等、テーマが偏ることなく、様々な内容の講座を実施するよう心掛けております。(令和6年度実績は89講座中54講座が「歴史・文化・芸術」となります) 講座の定員については、会場の都合やテーマによっては実技を伴うために講師の目が行き届く範囲の定員にせざるを得ないため、必ずしも十分な定員が確保できず心苦しいところもございますが、定員を超える申し込み状況に対応するため、可能な限り会場を大きい部屋に変更するなど、参加状況を見極めながら定員の拡大に努めてまいります。 企業等との連携講座におきましては、現在、企業・大学・アンテナショップ・美術館・新聞社・NPO等、様々な連携講座を実施しているところですが、今後も皆様の生涯学習のきっかけづくりとなるような講座の実施に向け、社会情勢やニーズを捉えながら内容の充実に努めてまいります。 【回答】 敬老館（桜川敬老館、浜町敬老館及び勝どき敬老館）では、運動や音楽などをテーマとした講座以外にも、鉛筆画や絵手紙などアートをテーマとした講座、歴史や天文などをテーマとしたセミナー型の講座、英会話や中国語などの語学講座のほか、パソコン・スマートフォン講座など幅広いテーマの講座を実施しております。 さらに、これらに加えて聖路加国際大学や区内企業などとも連携し、食や健康づくり、睡眠に関するセミナー、終活や相続、老後資金などに関する	区 民 部 高齢者施策推進室

DEUX TOURS自治会 会長 清水 隆史	るセミナーも定期的に開催しているところであります。 このように敬老館では1年を通して数多くの講座を開催しており、令和6年度における実績（運動、音楽等をテーマとした講座を除く。）は、3館合計での開催回数は993回、利用者数は延べ11,302人に上りました。 また、講座の内容につきましては、これまでも敬老館において利用者アンケートや運営協議会、利用者懇談会でのご意見などを参考に見直しを図ってまいりましたが、今後も、引き続き皆さまのご意見を伺うとともに、連携先の拡大や新しい分野にも目を向け、敬老館を利用される方々のニーズに適った講座を開催するよう取り組んでまいります。 （1）れいめい橋公園通りの歩道沿い植栽の整備について 【回答】 れいめい橋公園通り沿いの植樹帯を調査した結果、道路横断のための通り抜け等により植栽密度が低くなっている箇所が見られました。そのため、通り抜けができないように低木を補植します。 なお、植樹帯への侵入を防止する竹柵等の設置につきましては、今後の植栽の生育状況等を確認しながら検討してまいります。 （2）デジタル技術を活用した避難所運営について 【回答】 防災拠点運営については、災害時の防災拠点で行うべき活動内容をまとめた「防災拠点活動マニュアル」を作成し、防災拠点に配備するとともに、防災拠点運営委員に配布しております。このマニュアルは、大災害からの教訓や拠点訓練による検証結果を踏まえるとともに、防災拠点運営委員からの意見などにより4～5年程度に1度の見直しを繰り返し、改善を進めております。 さらに、各拠点での特色のある取組を防災拠点運営委員会連絡会議において全拠点に共有し、参考にすべき取組については、積極的に取り入れる	環 境 土 木 部 防災危機管理室
-----------------------------------	--	---------------------------------

晴海テラス自治会 会長 松谷 稔	よう進めております。 区においても、避難所運営を含めた災害対応にデジタル技術を活用していくことは非常に有用であるものと認識しております。今後も国や他自治体などの事例を注視しつつ、防災マップアプリなど既存のデジタル技術の活用方法も含めて、引き続き研究してまいります。 (1) ねずみ対策について 【回答】 ご指摘のとおり、ねずみの防除は広く面的に取り組むことでより効果が上がることから、近隣で複数団体が実施する場合は、地域の状況を踏まえつつ、連携して取り組めるよう調整を図っているところです。また、実施地域で関係機関が管理する土地や施設がある場合、区の管理範囲であれば庁内で連携し、他機関の場合は同地域での取組を踏まえ協力を働きかけています。今後も引き続き、地域と行政が一体となった取組を推進できるよう、調整を進めてまいります。 地域のねずみ防除を区が補助金を通じて支援する「地域ねずみ防除促進事業」は、町会・自治会の負担軽減に向けて令和6年度に制度を見直し、これまでの1回限りの時限的な支援から毎年度の継続的な支援に変更するとともに、区の全額負担により専門業者を派遣してコンサルティング支援を行う枠組みを新たに追加したところです。 今後も、コンサルティング支援により、経費や実施内容について皆様から寄せられるご意見や地域の実情に合わせてきめ細かく対応するとともに、各地域の取組から得られる知見やノウハウの活用を進めるなど、地域の負担軽減と効果的な防除の両立を図ってまいります。 本事業は、補助の対象団体を町会、自治会、商店街及び地域団体としておりますが、共同住宅居住率が9割を超えている本区の特性を踏まえ、規約などの必要な書類を備えている管理組合などのマンションの組織に対しても状況に応じて支援を行っています。	中央区保健所
-----------------------------	--	---------------

HARUMI FLAG自治会 会長 荒瀬 勇太	(2) ハッピー買物券のQRコード導入について 【回答】 ハッピー買物券は、区内の消費を刺激することで景気回復や顧客拡大の契機を作り、区内中小売店等の振興を図ることを目的に発行しております。 QRコード等の電子券については、紙の場合と比較し、1円単位で使用可能な点や、常に持ち歩く必要がないという点において、優れている面がございます。 そのため、電子券の導入については、これまでも検討を重ねてまいりましたが、一部の利用者や買物券取扱店舗が対応できない実情もあり、電子券を導入する場合の手法としては当面の間は紙との併用が必須と考えております。その場合、事務経費の増大といった課題があることや、併用を行っている他自治体の状況を見ると、紙の商品券をお求めになる方が多いという事例も見受けられるため、電子券の導入については今後とも他自治体の事例等を踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。 (1) 防災活動の充実に向けた支援制度の強化について 【回答】 本区では、自主防災組織である防災区民組織の活動を支援するため、防災に関する活動経費を運営費として助成しています。各組織の実情に応じた防災活動を推進できるよう、保険加入費用（活動中の負傷補償）や住民安否確認・情報共有に活用するSNS運用費など、多様な経費を対象としております。本助成金をご活用いただき、地域防災力の向上に寄与していただければと存じます。 (2) 晴海地区の交通環境改善について 【回答】 晴海地区の交通環境改善については、これまで滑り止め舗装や路面標示などの対応をするとともに、当該横断歩道の前5mに駐停車禁止看板の設置など、安全対策を実施してまいりました。	区 民 部 防災危機管理室 環 境 土 木 部
------------------------------------	---	--

	今回要望を頂きました照明の追加設置については、晴海五丁目の横断歩道の照度を調査した結果、全ての箇所で道路に関する基準や条例に定められている照度を超えていることを確認しております。 そのため、照明の追加設置を現時点で行う予定はありません。 また、ポールを設置については、道路幅員の狭い生活道路における安全対策の一つとして実施する場合もありますが、HARUMI FLAGの道路特性を鑑みると、車両の安全走行を妨げる恐れのある構造物を設置することで、別の事故原因になることも想定されることから、横断歩道をより認識しやすくする強調標示など、視覚的効果を活用した他の安全対策について、交通管理者である月島警察署と連携を図りながら検討してまいります。 【回答】 中央清掃工場前の横断歩道（都道）については、第一建設事務所と協議の結果、本年2月26日、第一建設事務所が、横断歩道の中央分離帯4か所にポストコーンを設置しています。 また、3月中旬には第一建設事務所により、同中央分離帯の植栽が全面的に伐採されたほか、3月24日、同事務所により、同横断歩道手前の路面に、白字で大きく「歩行者注意」との路面標示がなされました。 晴海5丁目5番先横断歩道（区道）については、第一市街地整備事務所と協議の結果、駐車車両により横断歩道の視認性が妨げられることを防止するため、横断歩道直近に、駐停車禁止の看板を設置したほか、横断歩道手前に誘導線（ゼブラ）を設置しました。	月 島 警 察 署
--	---	------------------